

## 認証の詳細

### <店舗用ショッピングカート>

#### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
<p>1. 切断加工設備 2. 曲げ加工設備 3. 穴加工設備 4. プレス加工設備 5. 溶接加工設備 6. めっき処理施設 7. 合成樹脂成形加工設備 8. 組立設備組立設備</p> <p>ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴加工設備、プレス加工設備、溶接加工設備、めっき処理設備、合成樹脂成形加工設備及び組立設備で製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給をうける者であって製品安全協会が認める者は、当該製造設備の一部又は全部を備えることを要しない。また、該当する製造設備を要しない製品のみを製造する場合は、その製造設備を備えることを要しない。</p>	<p>1. 適切に切断加工ができること。 2. 適切に曲げ加工ができること。 3. 適切に穴加工ができること。 4. 適切にプレス加工ができること。 5. 適切に溶接加工ができること。 6. 適切にめっき処理ができること。 7. 適切に成形加工ができること。 8. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。</p>

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
<p>1. すき間測定設備 (B 形、K 形、M 形又は C 形を製造する場合に限る。)</p> <p>2. 車輪径測定設備</p> <p>3. 足がかり測定設備 (B 形、K 形を製造する場合に限る。)</p> <p>4. 座面の高さ測定設備 (B 形、K 形又は M 形を製造する場合に限る。)</p> <p>5. 座面の背もたれ角度測定設備 (B 形を製造する場合に限る)</p> <p>6. 座席の構造設備 (B 形、K 形又は M 形を製造する場合に限る。)</p> <p>7. 扉のロック強度確認設備 (M 形を製造する場合に限る)</p> <p>8. 部品の取付力及び寸法測定設備 (B 形、K 形又は M 形を製造する場合に限る。)</p> <p>9. 安定性試験設備 (「質量ダミー」については B 形、K 形又は M 形を製造する場合に限る。「重すい」にあつてはオートスロープ対応のものを製造する場合に限る。)</p>	<p>1. 5mm 以上 13mm 未満のすき間がないことを確認するための栓ゲージ等を備えていること。</p> <p>2. 最大測定長 150mm のノギス又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。</p> <p>3. 角度計及び最大測定長 300mm の鋼製直尺又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。</p> <p>4. 最大測定長 500mm の鋼製直尺又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。</p> <p>5. 角度計及び質量ダミー (基準 1(9)に規定するもの)を備えていること。</p> <p>6. 最大測定長 400mm (B 形を製造するものにあつては 500mm) のノギス又はこれと同等以上の性能を有するもの、腹部ダミー (基準 1(15)に規定するもの)、及び長板 (基準 1(18)に規定するもの)を備えていること。</p> <p>7. 100N の力を加えることができるプッシュプルゲージ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。</p> <p>8. 最小読取単位 0.5mm 以上のノギス又はこれと同等以上の性能を有するもの、及びテスト円筒 (基準 1(24)に規定するもの)を備えていること。</p> <p>9. 次の各号に掲げる設備を備えていること。</p> <p>(1) 角度 10° (B 形、K 形及び M 形を製造する者にあつては 12°、オートスロープ対応のものを製造する者にあつては、18°) まで傾斜ができる板であつて高さ 20mm の止め具を有するもの</p> <p>(2) 質量ダミー (基準 1(9)に規定するもの)</p> <p>(3) 重すい (基準 2(2)に規定するものであつて、バスケットの容量に対応したもの)</p>

<p>10. 耐荷重試験設備</p> <p>11. 耐衝撃試験設備（B 形、K 形又は M 形を製造する場合に限る。）</p> <p>12. ベルトの耐荷重試験設備（B 形、K 形又は M 形を製造する場合に限る。）</p> <p>13. ベルトの緩み試験設備</p> <p>ただし、すき間測定、車輪径測定、足がかり測定、座面の高さ測定、座面の背もたれ角度測定、座席の構造、扉のロック強度、部品の取付力及び寸法測定、安定性試験、耐荷重試験、耐衝撃試験、ベルトの耐荷重試験並びにベルトの緩み試験技術の状況により試験を適切に行いうる（一財）製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者は、当該試験設備を備えることを要しない。また、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。</p>	<p>(4) 200N の力を加えることができるプッシュプルゲージ又はこれと同等以上の性能を有するもの</p> <p>10. 重すい（基準 3 に規定するものであって、バスケットの容量に対応したもの）を備えていること。</p> <p>11. 質量 10kg の砂袋及び最大測定長 150mm のノギス又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。</p> <p>12. ベルトの耐荷重試験設備（150N の荷重を、1 サイクル約 1 秒として 20 回繰り返し加えることのできるもの。）及び直径 25 mm の丸棒、300N までの荷重を加えることのできるばねばかり、又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。</p> <p>13. 基準 5. (2) に規定する試験を行える試験設備を備えていること。</p>
---	---

表3：型式区分（ロット認証と共通）

要素	区分
種類	(1) S形のもの (2) K形で幼児座席が1つのもの (3) M形で幼児座席が1つのもの (4) C形のもの (5) B形で乳幼児座席が1つのもの (6) その他のもの
オートスロープへの対応	(1) 対応でないもの (2) 対応のもの
バスケット構造	(1) バスケットが本体に固定されているもの (2) バスケットが本体に固定されていないもの
バスケットの容量	(1) 50dm <sup>3</sup> 未満のもの (2) 50dm <sup>3</sup> 以上 100dm <sup>3</sup> 未満のもの (3) 100dm <sup>3</sup> 以上 150dm <sup>3</sup> 未満のもの (4) 150dm <sup>3</sup> 以上のもの
フレームの材質	(1) 鋼製のもの (2) アルミニウム合金製のもの (3) 合成樹脂製のもの (4) その他

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>・申請手数料 5,500 円/型式 (税抜 5,000 円/型式)</p> <p>※ 外国からの送金時は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>
委託検査機関	<p>◆一般財団法人 日本文化用品安全試験所</p> <p>S 形 : 22,000 円 (税抜 20,000 円) B 形 : 51,700 円 (税抜 47,000 円) K 形 : 47,300 円 (税抜 43,000 円) M 形 : 51,150 円 (税抜 46,500 円) C 形 : 24,200 円 (税抜 22,000 円)</p> <p>※ベルトの緩み試験が必要なものについては、5,500 円 (税抜 5,000 円)、オートスロープ対応のものについては 3,300 円 (税抜 3,000 円)、幼児座席及び乳幼児座席を複数有するものについては追加試験項目に応じた実費を加算します。</p> <p>◆一般財団法人 ボーケン品質評価機構</p> <p>S 形 : 28,380 円 (税抜 25,800 円) B 形 : 44,880 円 (税抜 40,800 円) K 型 : 44,880 円 (税抜 40,800 円) M 型 : 44,880 円 (税抜 40,800 円) C 型 : 29,480 円 (税抜 26,800 円)</p> <p>※オートスロープ対応のものについては、8,800 円 (税抜 8,000 円)、幼児座席及び乳</p>	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。</p> <p>なお、委託検査機関に検査試料を送付する際は、型式確認申請の表紙のコピーを同封して下さい。</p>

	幼児座席を複数有するものについては追加試験項目に応じた実費を加算します。	
--	--------------------------------------	--

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5：型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の申込先	一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072(968)2226 FAX. 072(968)2221  一般財団法人ポーケン品質評価機構 <生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL. 06(6577)0124 FAX. 06(6577)0126	2台／型式 (ただし、ネスティング機構を有しないものは1台)

表6：型式確認試験の有効期限

適合日より2年間
----------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。</p> <p>台紙の寸法は 22mm×22mm です。</p> <p>最小交付単位は 50 枚です。</p> <div data-bbox="874 622 1046 792" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
自社表示方式	<p>製品本体の外表面に図 2 に示す SG マークを印刷、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="799 1205 1129 1447" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法: A を 100 としたときの比率で表しており、A は 5.0mm 以上 50.0mm 以下です。</li> <li>・ 色彩: 二色又は単色とする。</li> </ul> <p>※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>報告は、Web からログインし、「SG マーク表示数量申請」からお願いします。</p>



表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>28.6 円/個 (税抜 26 円/個)</p> <p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

購入日より 5 年間
------------

## 2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

申請 窓口	一般財団法人日本文化用品安全試験所	
	ロット 認証の 申請先	<東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL. 03(3829)2515 FAX. 03(3829)2549
		<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072(968)2228 FAX. 072(968)2221
	一般財団法人ポーケン品質評価機構	
	ロット 認証の 申請先	<生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL. 06(6577)0124 FAX. 06(6577)0126
		<p>毎回検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <p>上海愛麗服装檢驗修理有限公司(中国)、常州市波肯紡織檢測有限公司(中国)、青島紡檢驗有限公司(中国)、SGS 香港株式会社(中国)、SGS Taiwan Limited(台湾)、SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd、Guangzhou Branch(中国)、SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd、Hangzhou Branch(中国)、財団法人 F I T I 試験研究院(韓国)、PT.SGS INDONESIA(インドネシア)、SGS VietnamLtd.(ベトナム)、SGS (Thailand) Limited(タイ)</p>
		<東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL. 03(5669)1382 FAX. 03(5669)1387
		<名古屋事業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL. 052(231)0861 FAX. 052(231)6006
		<西部事業所> 〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町 1-1-47 TEL. 086(255)0282~3 FAX. 086(255)0241

表 1 1 : ロット認証申請手数料


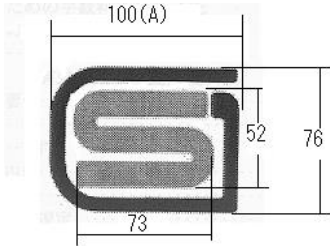
窓口	手数料	振込先
<p>一般財団法人 日本文化用品安 全試験所</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と 同じ） S 形：22,000 円（税抜 20,000 円） B 形：51,700 円（税抜 47,000 円） K 形：47,300 円（税抜 43,000 円） M 形：51,150 円（税抜 46,500 円） C 形：24,200 円（税抜 22,000 円） ※ベルトの緩み試験が必要なものについて は、5,500 円（税抜 5,000 円）、オートスロ ープ対応のものについては 3,300 円（税抜 3,000 円）、幼児座席及び乳幼児座席を複数有 するものについては追加試験項目に応じた 実費を加算します。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③） ① 28.6 円/個（税抜 26 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 160 以下： 11,000 円（税抜 10,000 円） 161～650： 16,500 円（税抜 15,000 円） 651～1,600： 27,500 円（税抜 25,000 円） 1,601～4,000： 38,500 円（税抜 35,000 円） 4,001～6,500： 49,500 円（税抜 45,000 円） 6,501～10,000： 60,500 円（税抜 55,000 円）</p> <p>③同等性検査に要する旅費（委託検査機関の 規程に基づく額）</p>	<p>委託検査機関が案内する 方法によりお支払い願ひ ます。</p>

<p>一般財団法人 ボーケン品質評 価機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）  S形：28,380円（税抜25,800円）  B形：44,880円（税抜40,800円）  K型：44,880円（税抜40,800円）  M型：44,880円（税抜40,800円）  C型：29,480円（税抜26,800円）  ※オートスロープ対応のものについては、  8,800円（税抜8,000円）、幼児座席及び乳  幼児座席を複数有するものについては追加  試験項目に応じた実費を加算します。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）  ③ 28.6円/個（税抜26円/個）  ④ ロットの大きさ毎の額  160以下：19,800円（税抜18,000円）  161～650：25,850円（税抜23,500円）  651～1,600：37,950円（税抜34,500円）  1,601～4,000：50,050円（税抜45,500円）  4,001～6,500：62,150円（税抜56,500円）  6,501～10,000：74,250円（税抜67,500円）</p> <p>③同等性検査に要する旅費（委託検査機関の  規程に基づく額）</p>	
-----------------------------------	---	--

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。</p>  <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
自社表示方式	<p>製品本体の外表面に図 2 に示す SG マークを印刷、刻印又は浮き出しで表示します。</p>  <p>図 2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法: A を 100 としたときの比率で表しており、A は 5.0mm 以上 50.0mm 以下です。</li> <li>・ 色彩: 二色又は単色とする。</li> </ul> <p>※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>自社表示する場合、SG マーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第 4 条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備をお願いします。</p> <p><a href="#">WEB - OneDrive (sharepoint.com)</a></p>

【作成・改正履歴】

2021/6/1 : 新規作成